

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】令和2年7月9日(2020.7.9)

【公開番号】特開2019-27685(P2019-27685A)

【公開日】平成31年2月21日(2019.2.21)

【年通号数】公開・登録公報2019-007

【出願番号】特願2017-147797(P2017-147797)

【国際特許分類】

F 2 5 B	41/00	(2006.01)
F 2 5 B	39/04	(2006.01)
F 2 8 D	1/053	(2006.01)
F 2 8 F	9/02	(2006.01)
F 2 8 F	1/02	(2006.01)

【F I】

F 2 5 B	41/00	C
F 2 5 B	39/04	C
F 2 5 B	39/04	S
F 2 8 D	1/053	A
F 2 8 F	9/02	3 0 1 E
F 2 8 F	1/02	B

【手続補正書】

【提出日】令和2年5月26日(2020.5.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

この実施形態においては、凝縮部(2)および過冷却部(3)にそれぞれ1つの熱交換バスが設けられているが、熱交換バスの数はこれに限定されるものではなく、凝縮部(2)の冷媒流れ方向最下流側の熱交換バスの熱交換管(5)における冷媒流れ方向下流側端部と、過冷却部(3)の冷媒流れ方向最上流側の熱交換バスの熱交換管(5)における冷媒流れ方向上流側端部とが、左右いずれか同じ側に位置するのであれば、適宜変更可能である。ここでは、凝縮部(2)および過冷却部(3)にそれぞれ1つの熱交換バス(P1)(P2)が設けられているので、第1熱交換バス(P1)が、凝縮部(2)の冷媒流れ方向最上流側の熱交換バスであると同時に、冷媒流れ方向最下流側の熱交換バスとなり、第2熱交換バス(P2)が、過冷却部(3)の冷媒流れ方向最上流側の熱交換バスであると同時に、冷媒流れ方向最下流側の熱交換バスとなっている。